

# 食品衛生法が改正されました



川越市マスコットキャラクター  
とぎも

食を取り巻く環境の変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、食品衛生法等の一部を改正する法律が公布されました。(H30.6.13公布)  
**食品等事業者の皆様は、新たに手続き等が必要になります(一部例外あり)**ので、ご確認ください。

## ★主な改正内容

- 1、広域におよぶ「食中毒」への対策を強化
- 2、原則全ての事業者に「HACCPに沿った衛生管理」を制度化
- 3、特定の食品による「健康被害情報の届出」を義務化
- 4、「食品用器具・容器包装」にポジティブリスト制度導入
- 5、「営業届出制度」の創設と「営業許可制度」の見直し
- 6、食品の「リコール情報」は行政への報告を義務化
- 7、「輸入」食品の安全証明の充実

※ 施行日は令和2年6月1日。ただし、1については、平成31年4月1日に施行。5及び6については、令和3年6月1日に施行。2については、令和3年5月31日まで経過措置あり。

## ★特に食品等事業者の皆様に影響があるもの

### ◆原則全ての事業者に「HACCPに沿った衛生管理」を制度化

事業者は、令和3年5月31日までに、HACCPに基づく衛生管理又はHACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行わなければなりません。

### ◆「営業届出制度」の創設と「営業許可制度」の見直し

食品を扱う事業に関し、事業者の届出制度が創設されます。併せて、現在の営業許可の業種区分を実態に応じて見直しが行われます。

制度の見直しに伴い、新制度に即した、**手続き等が必要となります。(一部例外あり)**

★厚生労働省のホームページをご確認ください。

#### 〈主な改正内容〉

- ① 新設する業種  
漬物製造業、水産製品製造業、食品の小分け業、液卵製造業等
- ② 統合し、1許可での対象食品を拡大する業種  
飲食店営業(喫茶店営業を統合)、菓子製造業(あん類製造業を統合)、みそ又はしょうゆ製造業(みそ製造業・しょうゆ製造業を統合)、食用油脂製造業(マーガリン、ショートニング製造業を統合)等
- ③ 再編する許可業種  
密封包装食品製造業(缶詰、瓶詰等の密封包装食品を製造する営業)
- ④ 許可から届出に移行する業種  
乳類販売業、氷雪販売業等
- ⑤ 一部の業態が許可から届出に移行する業種  
食肉販売業(包装食品のみを販売する場合)、魚介類販売業(包装食品のみを販売する場合)等
- ⑥ 廃止する業種  
乳酸菌飲料製造業、ソース類製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業

★詳しくはこちらをご覧ください★

【厚生労働省ホームページ】

食品衛生法の改正について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000197196.html>

問い合わせ：川越市保健所 食品・環境衛生課 049-227-5103